

【法的根拠】
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

学校の教育理念

○「羽(FUTURE)」: 社会に貢献する気概をもち、世界で活躍する人
○「環(SUSTAINABLE)」: 持続可能な社会に向け、考え行動できる人
○「和(PEACE)」: 平和の実現に向け、多様性を受け入れる心豊かな人
○「話(COMMUNICATION)」: コミュニケーションをとり、協働して解決する人
○「我(IMPROVE)」: 高い志をもち、おのれを磨き続ける人

・時代や社会の要請や課題
・学校や地域の実態と課題
・教師や保護者、地域の願い
・生徒の実態や発達の段階

道徳教育の重点目標

『豊かな人間性をはぐくみ、思いやりのある生徒の育成』を目指す道徳教育の充実をはかり、心のこもった言葉と素直に行動ができる生徒の実践を行う。

各学年の指導の重点

第1学年

望ましい生活習慣を身に付ける

第2学年

集団生活の向上に努め、友情を培う

第3学年

広く社会に目を向け、社会に尽くす心を養う

各教科

国語
文学作品に触れることで、人間の生き方について考える

社会
人間と歴史・国際社会の理解

数学
問題解決に取り組むことに

理科
自然への理解を深め、科学的な見解や考え方を養う。

音楽
表現や鑑賞を通して豊かな情操

美術

技術・家庭

保健体育
主体的体験を通して心身の健康や集団生活に必要な態度を養う。

外国語
言語や文化に関心を持ち国際理解の基礎を養う。

特別の教科「道徳」の時間

各学年の重点内容項目

1年
・基本的な生活習慣を身につけさせる
・思いやりの心を大切に互いに協力できる態度を養い、集団の一員としての自覚を深める。

2年
・基本的な生活習慣をいっそう定着させる
・互いに認め合い、協力し自分の役割に責任を持ち、意欲的に取り組む態度を育てる。

3年
・自他の尊重と自己実現を目指して積極的に取り組む実践力を育てる。
・社会の一員であることの自覚と社会に

指導方針

教育活動のあらゆる場面を通して、自分自身他人との関わりを重点に、命を大切にすることや思いやりの心等、人権尊重の精神を培う。

また、生徒の道徳的心情、道徳的判断力、道徳の実践意欲と態度を培うために
・計画的、発展的に指導する。
・全体で行う道徳教育を補充、深化、統合する。
・人間としての生き方についての自覚を深める。
・道徳の実践力を育成する。

指導の工夫

・職場体験学習やボランティア活動などの体験

特別活動

学級活動
学校生活を基盤とし、協力・責任・信頼・寛容等の精神を育て、人間としての

生徒会活動
生徒が自主的、自治的な

学校行事
計画的に実践活動を推進し、目的を達成することにより得られる達成感や充実感を通じて、豊かな人間性を追究し、活力ある生活を送ろうとする意欲を育てる。

総合的な学習の時間

・自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力を育てる。
・体験的な活動を通して、自己の生き方を考える態度を養う。
・「朝の読書時間」を継続し思考力・表現力を育てる。

補充・深化・統合

補充・深化・統合

生活指導

・基本的生活習慣を身に付ける。
・集団の一員としての自覚を

環境整備

・きれいな教室、整理・整頓されたロッカーを目指す。

家庭・地域との連携

・各種機関等との連携を密にし、健全育成に努力する。

推進体制

・全教師が参画する体制を具体化する。
・中心となって担う教師を位置